



以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲの項目を合算したものが、ご利用料金となります。

## Ⅰ. 基本料金(日常的に発生するもの)

\*「月額」と明示のない費用は日額です(単位:円)

分類	項目(1単位)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護保険 (1割負担分)	(1)施設介護 基本サービス費	①従来型	795	842	907	960	1,014
		②在宅強化型	828	903	966	1,023	1,079
	(2)夜勤職員配置加算		24				
基準費用額 (保険給付外)	(3)居住費	第4段階	3,000				
		第1～3段階	第1段階 - 820円 / 第2段階 - 820円 / 第3段階 - 1,310円				
	(4)食費 朝 - 520円 昼 - 620円 夕 - 720円	第4段階	1,860				
		第1～3段階	第1段階 - 300円 / 第2段階 - 390円 / 第3段階 - 650円				
特別サービス費	(5)特別な室料		なし				
	(6)特別な食費		※その都度、その内容により相談				
日常生活費等	(7)身の回り品費		※実費 (利用者の希望を確認のうえで提供されるもの)				
	(8)その他		※利用者の嗜好・個別の必要に応じて購入する物は実費				
医療保険 (指定療養にかかる負担金)		法定負担分					

※該当箇所は当契約時のものを記載のこと

<b>(1)～(4)の合計額</b> (月/30日あたり)	①従来型	170,370	171,780	173,730	175,320	176,940
	②在宅強化型	171,360	173,610	175,500	177,210	178,890

\*但し、利用者負担第4段階該当の場合

要介護度：利用者の該当 (○印)					
①従来型 または ②在宅強化型を記載					

## Ⅱ. その他

(1)文書・手数料(診断書料、証明書料など) \*生協かんだ診療所の料金を準用します。

(2)入退所、利用の中止・変更等に係る費用(キャンセル料)

### Ⅲ. 介護保険施設介護サービス費の加算(算定基準に適合した場合のみ発生するもの)1割負担分

No.	加算項目	費用	説明(算定条件ほか)
□5	短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	入所日から3か月以内に、週3日以上集中的なリハビリを行った場合
□6	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	専門医が認知症と判断した者に、入所日から3か月以内に、週3日を限度として、集中的な認知症リハビリを行った場合
□8	若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症の方の入所を受入れた場合
□12	ターミナルケア加算(一)	160円/日	死亡日以前4日以上30日以下
	ターミナルケア加算(二)	820円/日	死亡日の前日及び前々日
	ターミナルケア加算(三)	1650円/日	死亡日
□15	(新)在宅復帰・在宅療養支援機能加算	21円/日	前6か月の退所者総数のうち在宅介護となった割合が30/100を超え、平均在所日数が608日以内の場合
ハ	初期加算	30円/日	入所日から30日間に限り算定
ニ	(新)入所前後訪問指導加算	460円/回	入所前又は7日以内に退所後の居宅を訪問し、施設サービス計画の策定を行った場合など入所中1回算定
ホ(1)	(一)退所前訪問指導加算	460円/回	入所1か月超と見込まれる者の退所に先だって、本人が生活する居宅を訪問し、本人及び家族等に対し療養指導を行った場合 * 二の加算と重複算定不可
	(二)退所後訪問指導加算	460円/回	退所後30日以内に本人の居宅を訪問し、本人及び家族等に対し療養指導を行った場合
	(三)退所時指導加算	400円/回	入所1か月超者が(試行的)退所時、本人及び家族等に対し退所後の療養指導を行った場合
	(四)退所時情報提供加算	500円/回	退所後の主治医に対し診療情報を提供した場合
	(五)退所前連携加算	500円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ホ(2)	老人訪問看護指示加算	300円/回	退所時に医師が訪看指示書を交付した場合
ヘ	栄養マネジメント加算	14円/日	栄養ケア計画を作成し栄養状態を把握・管理した場合
ト	経口移行加算	28円/日	移行計画に従い栄養士が食事摂取管理を行った場合
チ(1)	経口維持加算(Ⅰ)内視鏡あり	28円/日	維持計画に従い栄養士が食事摂取管理を行った場合
チ(2)	経口維持加算(Ⅱ)内視鏡なし	5円/日	同上
リ	口腔機能維持管理体制加算	30円/月	歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言・指導を行った場合
ヌ	(新)口腔機能維持管理加算	110円/月	歯科衛生士が入所者に口腔ケアを月4回以上行った場合 * リの加算を算定していない場合は不可
ル	療養食加算	23円/日	医師の指示による療養食が提供された場合 * ト又はチの加算を算定している場合は不可
ワ(1)	緊急時施設療養費 緊急時治療管理	511円/日	緊急時に施設内で、治療管理を行った場合、1か月に1回連続する3日を限度に算定
ワ(2)	緊急時施設療養費特定治療	※医療保険適用:診療報酬点数表の点数に10円を乗じて得た額	
カ	(新)所定疾患施設療養費	305円/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹の治療管理を行った場合、1か月に1回連続する7日を限度に算定。ワとの同時算定不可
タ	(新)認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	医師が認知症の行動・心理症状を認め入所させた場合、入所した日から7日を限度に算定
レ	認知症情報提供加算	350円/回	確定診断のため認知症疾患医療センター等に紹介した場合
ソ	(新)地域連携診療計画情報提供加算	300円/回	地域連携パスを利用した入所者に治療等を行った場合
ツ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が半数以上の場合
ネ	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	※所定単位×10円×1.5%×10%(円):厚労大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した施設が、利用者にサービスを提供した場合	
	外泊時費用	362円/日	一時的な外泊を行った場合(居住費は外泊中も算定されず)、1か月に6日を限度に算定。初日と最終日は算定不可

# ご利用料金表（介護予防）短期入所療養介護/ユニット型個室

【介護老人保健施設あらまち】

## (イ)◆介護サービス利用者負担

※該当か所は当契約時のものを記載のこと

利用者の 該当区分欄に ①か②を記載	要介護区分	基本利用料(日額)		夜勤職員 配置加算 (日額)	合計(日額)	
		①従来型	②在宅強化型		①従来型	②在宅強化型
	要支援1	623円	656円	24円 *厚労大臣 が定める夜勤 職員の勤務 基準による 加算です。	623円	656円
	要支援2	780円	813円		780円	813円
	要介護1	834円	867円		858円	891円
	要介護2	881円	941円		905円	965円
	要介護3	945円	1,005円		969円	1,029円
	要介護4	999円	1,061円		1,023円	1,085円
	要介護5	1,052円	1,117円		1,076円	1,141円

## (ロ)◆その他加算部分(日額)

加算項目	内 容	利用料
①送迎加算	利用者宅と施設間の送迎を行なった場合の片道分の加算です。	184円
②療養食加算	糖尿病食や腎臓病食等を医師の指示にて提供した場合の加算です。	23円
③認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状のため在宅での生活が困難となり、医師が緊急にショートステイの利用が必要と判断した場合の加算です。利用開始日から7日間を限度とします。	200円
④若年性認知症利用 者受入加算	若年性認知症の方が利用した場合にかかる加算です(③とは重複しません)。施設の個別担当者が定められます。	120円
⑤個別リハビリテー ション実施加算	利用者に対して、個別リハビリテーションを20分以上実施した場合の加算です。	240円
⑥緊急時施設療養費 *利用者の病状が急変等、 やむを得ない事情で行われ る医療行為の加算です。	(一)緊急時治療管理:3日を限度とし、同一利用者について1月1回を限度とした加算です。(支給限度額管理の対象外項目) (二)特定治療:診療報酬点数表の点数に10円を乗じて得た額	511円 *医療保険 適用
⑦サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち介護福祉士が半数以上の場合の加算です。	12円
⑧緊急短期入所 受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、ケアプラン以外に緊急に利用が必要とケアマネジャーが認めた場合の加算です。利用開始日から7日間を限度とします。但し、③が優先されます。	90円
⑨介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	厚労大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した施設が、利用者サービスを提供した場合の加算です。利用料=所定単位×10円×1.5%×10%(円)	

## (ハ)◆滞在費【負担段階による限度額】(日額)

区 分	内 容	利用料
第4段階	●下記以外の方	3,000円
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担第2段階以外の方等	1,310円
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	820円

**(二)◆食費(朝:520円、昼:620円、夕:720円)**

区 分	内 容	利用料(日額)
第4段階	上記内容と同じ	1,860 円
第3段階		650 円
第2段階		390 円
第1段階		300 円

**(ホ)◆その他の料金**

- ・市外など遠方送迎時に有料道路を使用した際にかかる料金のご利用者負担となります。
- ・入退所、利用の中止・変更等に係る費用 (キャンセル料)

**※(イ)～(ホ)の該当か所を合計したものが、ご利用者の1日分の負担額(支払額)となります。**

\* 介護保険適用分は 2012 年 4 月 1 日現在の料金です。